日薬業発第 190 号
令和８年７月 31 日

都道府県薬剤師会
　学校薬剤師担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
担当副会長　荻野　構一

令和８年熊本地震における被災地域の児童生徒等の安全確保及び
就学機会の確保等について

平素より本会学校薬剤師部会活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、令和８年熊本地震の発生を受け、文部科学省より各都道府県及び各指定都市の教育委員会等に、被災した児童生徒等の安全確保、並びに就学の機会確保等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱いに当たり留意すべき事項等について、別添のとおり通知されましたのでご案内申し上げます。
本通知において学校薬剤師関連業務としては、『２．被災した学校等の適切な衛生状態の確保について』において、日常の学校環境衛生管理及び学校給食衛生管理に努めることに加え、臨時の衛生検査の実施等、被災した学校等の適切な衛生状態の確保への配慮が求められており、ご留意いただければ幸甚です。
つきましては会務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につき貴会学校薬剤師担当役員をはじめとする関係者に、ご案内賜りますようお願い申し上げます。

≪関連 URL 等≫

・被災文教施設応急危険度判定に係る技術支援について【概要】

https://www.mext.go.jp/content/20260127-mxt_bousai-000016652-1.pdf

・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の作成について

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm

・学校環境衛生基準

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353625.htm

・学校給食衛生管理基準の施行について（平成 21 年 4 月 1 日付け 21 文科ス第 6010 号）

https://warp.ndl.go.jp/web/20191002194248/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm

・「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」（平成 29 年 1 月 20 日付け 28 文科初第 1353 号）（※PDF2 頁目以降）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/07/30/1407232_22.pdf

・文部科学省 学校支援チーム特設ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/D-EST/gakkoushien/

令和８年熊本地震の被災地域において児童生徒等の安全確保及び就学機会の確保等のために、留意すべき事項をお知らせするものです。

８文科施第３５３号
令和８年７月 29 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長　殿
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を置く各公立大学法人の長
高等専門学校を置く各文部科学大臣所轄学校法人理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第１２条第１項
の認定を受けた地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
蝦名　喜之

総合教育政策局長
塩見　みづ枝

初等中等教育局長
望月　禎

高等教育局長
合田　哲雄

令和８年熊本地震における被災地域の児童生徒等の安全確保及び
就学機会の確保等について（通知）

令和８年熊本地震により被災した児童生徒等の安全を確保するとともに、就学の機会を確保するなどの観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱いに当たり、下記の事項について十分御留意くださるようお願いします。都道府県教育委員会教育長においては域

内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県知事においては所轄の学校及び学校法人並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体の長においては所轄の学校設置会社に対して、本通知について周知くださるようお願いします。

記

１．児童生徒等の安全確保について

教育活動の実施に当たっては、校舎や屋内運動場等の学校施設等における安全性を確認するとともに、必要が生じた場合には、がれきや破片等の除去や立ち入り禁止の措置など当面必要となる応急復旧等を行い、児童生徒等の安全に万全を期すこと。

被害を受けた学校施設等について、その後の余震による倒壊等の人命に関わる二次災害を防止するため、速やかに当該建物の安全性を確認し、当面の使用可否を判定する文教施設の応急危険度判定を行うことも有効であること。

なお、学校設置者等による応急危険度判定の実施が困難な場合は、必要に応じて文部科学省へ文教施設応急危険度判定士の派遣要請を行うことも可能であるため、担当連絡先まで御相談いただきたいこと。

≪関連 URL 等≫

・被災文教施設応急危険度判定に係る技術支援について【概要】

地域が断水や停電になった場合は、自治体の防災担当部局等と調整して対応すること。断水の場合は給水車や仮設トイレの手配等について、また停電の場合は発電機の確保や燃料の手配等について、状況に応じ検討すること。

従来使用していた学校施設等ではなく周辺の公共施設等を間借りして教育活動を再開する場合は、前述の学校施設等の安全性の確保と同様、必要な安全性の確保に努めること。必要が生じた場合には、道路の損壊等の危険箇所を把握し、必要に応じて通学路の変更を検討すること。視覚や聴覚に障害のある児童生徒等に対する確実な情報伝達等の対応も含め、児童生徒等の安全確保について十分配慮すること。

地震が発生した際には「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成 24 年 3 月文部科学省）において「地震による揺れを感じたら、周囲の状況を十分に確認して「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる」と

されていることを踏まえ、児童生徒等が自分自身の判断で身を守り迅速に避難できるよう、指導を徹底すること。

≪関連 URL 等≫
・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の作成について

（連絡先）

学校施設の安全点検に関すること 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付防災推進係 （電話）03-6734-2235　　（メール）bousai@mext.go.jp
災害復旧に関すること 〈公立学校〉 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付災害復旧係 （電話）03-6734-3036　　（メール）fukkyu1@mext.go.jp 〈国立学校〉 大臣官房文教施設企画・防災部計画課予算執行第一係 （電話）03-6734-3182　　（メール）keikaku@mext.go.jp 〈私立学校〉 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付防災機能強化係 （電話）03-6734-2326　　（メール）fukkyu2@mext.go.jp
通学路、安全教育等に関すること 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室防災教育係 （電話）03-6734-2670　　（メール）anzen@mext.go.jp
被災文教施設応急危険度判定に係る技術支援に関すること 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付管理技術係 （電話）03-6734-2321　　（メール）gijutu@mext.go.jp

２．被災した学校等の適切な衛生状態の確保について

　学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）及び学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）に基づき、日常の学校環境衛生管理及び学校給食衛生管理に努めるほか、臨時の衛生検査を行うなど、被災した学校等の適切

な衛生状態が確保されるよう配慮すること。また、学校給食を実施するに当たっては、施設設備の洗浄及び消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意するとともに、調理従事者の健康管理にも留意すること。特に、被害のあった施設、炊き出しへの協力等のため調理従事者以外が使用した施設においては、十分留意すること。

≪関連 URL 等≫

・学校環境衛生基準

・学校給食衛生管理基準の施行について（平成 21 年 4 月 1 日付け 21 文科ス第 6010 号）

（連絡先）

学校環境衛生に関すること 総合教育政策局健康教育・食育課保健管理係 （電話）03-6734-2976　　　（メール）kenshoku@mext.go.jp
学校給食実施に関すること 総合教育政策局健康教育・食育課学校給食・食育係 （電話）03-6734-2694　　　（メール）shoku@mext.go.jp

３．学校における避難所運営の協力に関する留意事項について

避難所の運営については、一義的には自治体の防災担当部局等が責任を負うものではあるが、避難住民が住まいを確保できるようになるまでの間は、避難施設での避難を維持する必要があり、発災から一定期間は学校の教職員が施設管理という点も踏まえて避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ない部分もあるので、所管の公立学校が避難所となっている教育委員会におかれては、避難所運営等について自治体の防災担当部局等と調整を行うこと。

また、以下の通知を参照し、所管の学校又は都道府県教育委員会にあっては域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

国立学校及び私立学校の設置者においては、設置する学校が市区町村により避難所として指定されているか否かにかかわらず、学校に地域住民や帰宅困難者が避難してくることも想定されるため、以下の通知も参考としながら、取組の充実に努める

ことが望ましいこと。

≪関連 URL 等≫

・「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」（平成 29 年 1 月 20 日付け 28 文科初第 1353 号）（※PDF2 頁目以降）

（連絡先）

全体に関すること 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付企画係 （電話）03-6734-2319　（メール）bousai@mext.go.jp
公立学校に関すること 初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係 （電話）03-6734-4676　（メール）iinkai@mext.go.jp 初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係 （電話）03-6734-2588　（メール）syoto@mext.go.jp 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室防災教育係 （電話）03-6734-2670　（メール）anzen@mext.go.jp
私立学校に関すること 高等教育局私学部私学行政課法規・企画係 （電話）03-6734-2527　（メール）sigakugy@mext.go.jp
国立学校に関すること 高等教育局専門教育課教員養成企画室教育大学係 （電話）03-6734-3498　（メール）kyoin-y@mext.go.jp
専修学校・各種学校に関すること 総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係 （電話）03-6734-2915　（メール）syosensy@mext.go.jp
高等専門学校に関すること 高等教育局専門教育課高等専門学校第一係 （電話）03-6734-3347　（メール）senmon@mext.go.jp

４．学校支援チームの派遣について

　学校支援チームとは、被災地外の都道府県等から派遣される訓練された教職員等のチームであり、被災地における早期の学び確保（学校再開のための環境整備、児童生徒等の心のケア等）に向けた課題対応に有効である。被災自治体からの要請を踏まえ、文部科学省において学校支援チームを置く各道府県と調整を行うため、必要に応じ担当連絡先まで御相談いただきたいこと。

≪関連 URL 等≫

・文部科学省　学校支援チーム特設ページ

（連絡先）

大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付緊急支援企画係 （電話）03-6734-3184　　　　　（メール）bousai@mext.go.jp

5．心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等が通う学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談、教育委員会においてはスクールカウンセラー等活用事業等も活用し、スクールカウンセラーの派遣を行うなど、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

（連絡先）

健康診断、健康相談等に関すること 総合教育政策局健康教育・食育課保健管理係 （電話）03-6734-2976　　　　　（メール）kenshoku@mext.go.jp
スクールカウンセラー等に関すること 初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第二係 （電話）03-6734-3289　　　　　（メール）s-sidou2@mext.go.jp
専修学校に関すること 総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係 （電話）03-6734-2915　　　　　（メール）syosensy@mext.go.jp
高等専門学校に関すること 高等教育局専門教育課高等専門学校第一係 （電話）03-6734-3347　　　　　（メール）senmon@mext.go.jp

6．学校給食について

学校給食は被災した児童生徒等が日常の学校生活を取り戻すためにも大切であり、学校給食調理場が被災している場合には、近隣の学校給食調理場からの配食や簡易給食等も含め、地域の実情に応じて広域的な観点からバックアップ方策を検討すること。

また、被災した児童生徒等を受け入れる場合及び自校以外の被災した学校に学校給食を提供する場合においては、食物アレルギー等を有する児童生徒等について十分留意の上対応すること。

さらに、被災した児童生徒等の学校給食費について、必要に応じ、猶予措置等に配

慮すること。

（連絡先）

総合教育政策局健康教育・食育課学校給食・食育係 （電話）03-6734-2694　　　　　（メール）shoku@mext.go.jp

7．教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学する場合には、通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも、必要な令和８年度使用教科書を無償給与できることとし、転入学前の学校で給与された教科書についても、喪失・損傷している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、域内に災害救助法適用地域がある都道府県教育委員会、都道府県私立学校主管部課及び附属学校を置く国公立大学法人の担当課においては、喪失・損傷した教科書の再給与にかかる費用について一部国庫負担がなされるので、都道府県教育委員会・都道府県私立学校主管部課・附属学校を置く国公立大学法人の担当課間で連携を取りつつ、教科書・一般書籍供給会社等とも連携し、速やかに対応すること。

（連絡先）

初等中等教育局教科書課無償給与係 （電話）03-6734-2411　　　　　（メール）kyokasyo@mext.go.jp

8．就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、通常の手続によることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。なお、国立学校及び私立学校に通う者についても同様に取り扱うこと。

（連絡先）

就学援助（学用品費等）に関すること 初等中等教育局財務課就学支援係 （電話）03-6734-4671　　　　　（メール）shuugakushien@mext.go.jp
就学援助（学校給食費及び医療費）に関すること 総合教育政策局健康教育・食育課庶務・助成係 （電話）03-6734-2693　　　　　（メール）kenshoku@mext.go.jp
特別支援教育就学奨励費に関すること 初等中等教育局特別支援教育課庶務・振興係 （電話）03-6734-2430　　　　　（メール）syomusinkou@mext.go.jp

９．高等学校、特別支援学校等及び国私立学校における授業料等の取扱いについて

今回の令和８年熊本地震により、児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け、入学料、授業料、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、教育委員会においては、各地方公共団体における高等学校及び特別支援学校等の授業料等の徴収の猶予を検討するとともに、授業料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。また、都道府県知事においては私立学校の、附属学校を置く国公立大学法人の長においては国公立大学附属学校の行う授業料等の徴収・減免に関し、適切な支援を行うことが望まれること。

（連絡先）

公立学校に関すること 〈特別支援学校〉 初等中等教育局特別支援教育課企画調査係 （電話）03-6734-3193　（メール）tokubetu@mext.go.jp 〈高等学校〉 初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室高校修学第一係、高校修学第二係 （電話）03-6734-3567　（メール）shuugaku@mext.go.jp
私立学校に関すること 高等教育局私学部私学助成課助成第三係 （電話）03-6734-2547　（メール）josei3@mext.go.jp
国立学校に関すること 高等教育局専門教育課教員養成企画室教育大学係 （電話）03-6734-3498　（メール）kyoin-y@mext.go.jp

１０．高校生等への修学支援について

（申請期間の延長等）

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金等については、被災した高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

（家計急変支援制度の活用）

また、被災により年度の中途において家計が急変した高校生等に対しても、家計急変に対応している各修学支援制度を活用して、必要な支援を行うこと。この際、①授業料支援として、高等学校等就学支援金（家計急変支援制度）（経過措置対象者）、高校生等・新修学支援（家計急変制度）、高校等で学び直す者に対する修学支援（家計急変支援制度）及び高校等専攻科の生徒への修学支援（家計急変支援制度）や、②授業料以外の教育費支援として家計急変に対応している高校生等奨学給付金の活用が可能であること。

（大学等への進学に係る経済的支援の周知）

さらに、卒業年次の高校生等については、学校における進路指導等に際し、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）や日本学生支援機構の貸与型奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。なお、被災等により家計が急変した学生等については、急変後の所得により支援対象者を判定し、速やかに支援を開始できる仕組みを導入しており、高等学校等在学中に申請を行わなかった場合においても、大学等進学後に申請が可能である旨も併せて周知すること。

（私立高等学校等経常費助成費補助金の活用）

また、被災により年度の中途において家計が急変した私立小学校及び中学校等に在学する児童生徒については、私立高等学校等経常費助成費補助金も活用した授業料減免措置等による必要な支援を行うこと。

（連絡先）

高等学校等就学支援金に関すること 　初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室高校修学第一係、高校修学第二係 　（電話）03-6734-3567　　　　（メール）shuugaku@mext.go.jp
高校生等奨学給付金、高校等専攻科の生徒への修学支援に関すること 　初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室高校奨学金係 　（電話）03-6734-3170　　　　（メール）shuugaku@mext.go.jp
高校等で学び直す者に対する修学支援に関すること 　初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室高校修学第一係、高校修学第二係 　（電話）03-6734-3567　　　　（メール）shuugaku@mext.go.jp
大学等への進学に際して利用できる経済的支援に関すること 〈高等教育の修学支援新制度について〉 　高等教育局学生支援課高等教育修学支援室 　（電話）03-6734-3496　　　　（メール）shienshitsu@mext.go.jp 〈日本学生支援機構の貸与型奨学金について〉 　高等教育局学生支援課奨学事業係 　（電話）03-6734-3051　　　　（メール）gakushi@mext.go.jp
私立小学校・中学校等の家計が急変した生徒等の支援 　高等教育局私学部私学助成課助成第四係 　（電話）03-6734-2547　　　　（メール）josei4@mext.go.jp

１１．被災した児童生徒等の公立学校及び国私立学校への受入れについて

学校教育活動の開始に当たり、被災した児童生徒等から域内の公立学校への受入

れの希望があった場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れることが望ましいこと。また、域内の国私立学校への受入れの希望があった場合には、各学校の状況に応じて、可能な限り受入れに努めることが望まれること。

なお、高等学校等については、収容定員を超えた受入れについても、特段の配慮をすること。

また、私立学校に対して補助を行っている都道府県私立学校主管部課においては、その配分の際、被災した児童生徒等の転出入に伴う在学者数の増減と定員の関係について、弾力的に取り扱うことが望まれること。

(連絡先)

公立学校に関すること 〈幼稚園・認定こども園〉 初等中等教育局幼児教育課企画係 （電話）03-6734-3136　（メール）youji@mext.go.jp 〈義務教育諸学校〉 初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室義務教育改革係 （電話）03-6734-3923　（メール）syokyo@mext.go.jp 〈高等学校等〉 初等中等教育局高等学校振興課高校教育改革室高校教育改革企画係 （電話）03-6734-3482　（メール）koukou@mext.go.jp 〈特別支援学校〉 初等中等教育局特別支援教育課企画調査係 （電話）03-6734-3193　（メール）tokubetu@mext.go.jp
私立学校に関すること 高等教育局私学部私学行政課法規・企画係 （電話）03-6734-2527　（メール）sigakugy@mext.go.jp
国立学校に関すること 高等教育局専門教育課教員養成企画室教育大学係 （電話）03-6734-3498　（メール）kyoin-y@mext.go.jp
高等専門学校に関すること 高等教育局専門教育課高等専門学校第一係 （電話）03-6734-3347　（メール）senmon@mext.go.jp

【本件連絡先】
（全体に関すること）
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付企画係
（電話）03-6734-2319　（メール）bousai@mext.go.jp